

事務連絡  
令和4年3月14日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中  
各 市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第一号保険料の減免措置については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（その3）」（令和3年12月24日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「12月事務連絡」という。）において、令和3年度における取扱いをお示ししたところです。

今般、令和4年度における減免措置に対する財政支援の取扱いとして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）がある令和4年度分の保険料の減免を行った場合について、財政支援を実施することと致しましたので、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知等をよろしくお願いいたします。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法も御検討いただくようお願い致します。

## 記

### I 財政支援の対象となる保険料の取扱い

- 1 財政支援の対象となる保険料減免の基準については、別紙のとおりとする予定であること。
- 2 財政支援の割合については、令和4年4月1日から令和5年3月31日における各市町村の第一号保険料の賦課総額に対する、上記期間における減免見込額の割合に応じ、下記のとおり特別調整交付金による財政支援を行う予定としていること。

(1) 各市町村における第一号保険料の賦課総額に対し、第一号保険料の減免見込額が占める割合が3%以上である場合

第一号保険料の減免総額の10分の10相当額

(2) 各市町村における第一号保険料の賦課総額に対し、第一号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%以上3%未満である場合

第一号保険料の減免総額の10分の6相当額

(3) 各市町村における第一号保険料の賦課総額に対し、第一号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%未満である場合

第一号保険料の減免総額の10分の4相当額

3 保険料の減免については、各保険者が条例に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例を整備すること。

4 減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

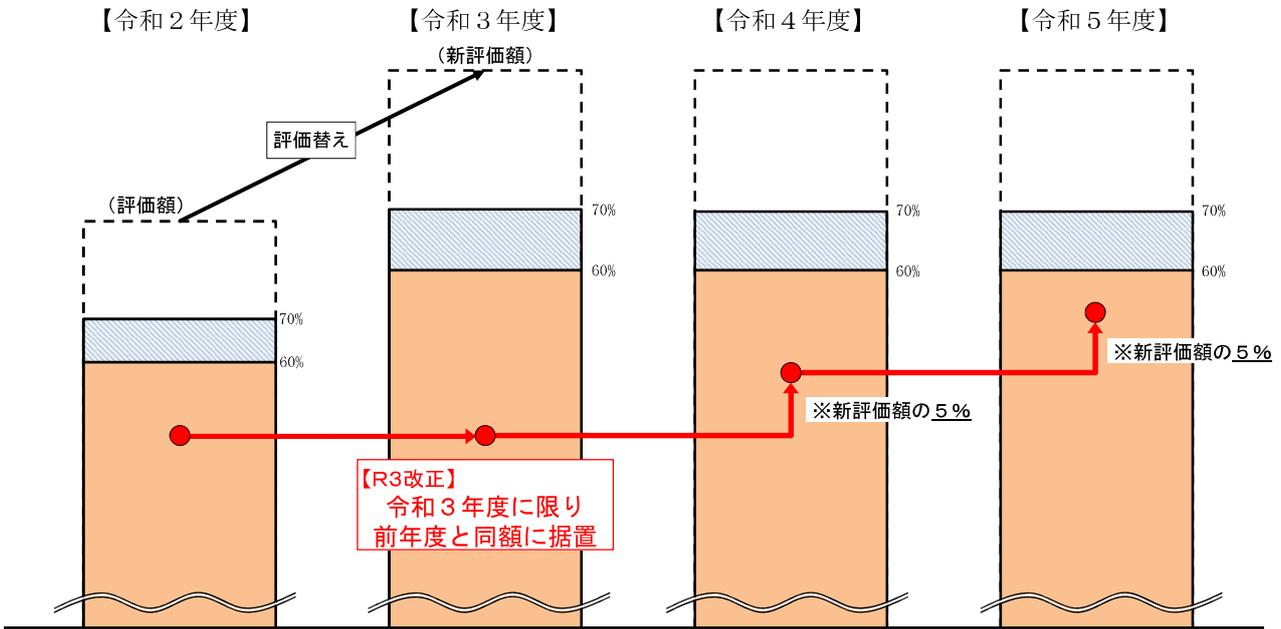
## II その他の取扱い

介護保険法第135条第1項の規定に基づき、災害等により保険料徴収の猶予が行われる場合等、特別徴収を行うことが困難な場合は、同法第139条第1項の規定に基づき第一号被保険者のうち当該者の保険料を普通徴収の方法による納付への変更が可能である。

各保険者において令和3年度に減免の対象となっていた者については、令和4年4月以降、前年の所得金額に基づき保険料を賦課し、令和4年度において減免の対象となるか判明するまでの間、徴収猶予の対応をいただくなど御配慮いただきたい。

固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

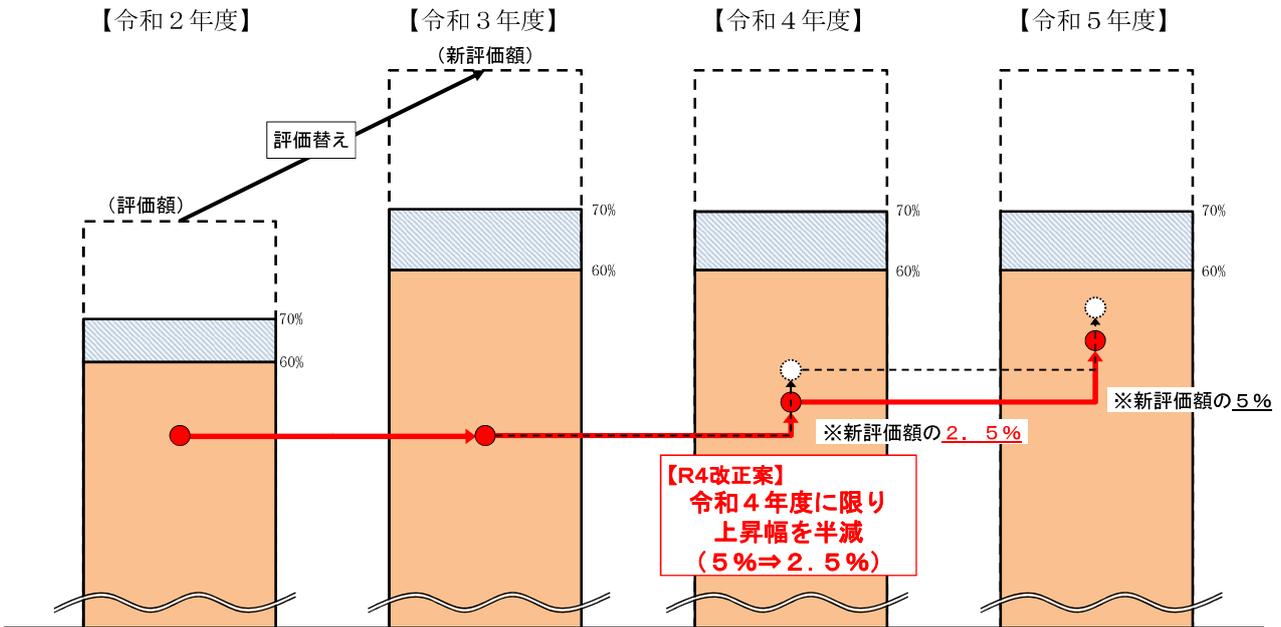
令和4年度改正前(商業地等)



※ 商業地等以外の土地についても、令和3年度に限り前年度と同額に据置。

固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

令和4年度改正案(商業地等)



# 地方消費者行政強化交付金

令和3年度予算 18.5億円  
令和2年度補正予算 13.8億円

## 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援
- 消費生活相談員、消費者行政職員等のレベルアップのため、消費者トラブル等に関する研修の参加に必要な経費を支援
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援

## 地方消費者行政強化事業(補助率: 1/2※)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

### 1 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援

#### 事業メニュー

- (1) 情報化の推進(テレビ会議システム、メール等を活用したオンライン相談受付、タブレット端末等を用いた見守りの導入など)
- (2) 自治体間連携の促進による相談体制の維持・充実(指定消費生活相談員の活用、都道府県による市町村支援、広域連携の立ち上げなど)

### 2 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

#### 事業メニュー

- (1) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (2) 消費者教育・啓発への取組
- (3) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (4) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

### 3 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発(新型コロナウイルス感染症に関する消費者問題を含む)
- (4) 消費者政策に関連する法改正等への対応
- (5) PIO-NET2020 刷新に係る研修

#### <補助対象>

- 消費生活行政に関わる
  - ・消費生活相談員
  - ・行政職員
  - ・教員

## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援

## ◎ プラ一括収集に特別交付税 = 具体措置は4月以降決定—政府

22/01/20 07:30 KP001

政府は2022年度から、プラスチック製の食品トレーや菓子袋など容器包装と、歯ブラシやハンガーといった製品をまとめて家庭から収集、リサイクルする市区町村に対し、特別交付税措置を講じる。追加的に増える経費の一部を手当てする考えで、総務省が近く事務連絡を出す。措置率など具体的な方法は4月以降に、自治体によるプラごみ処理の実態などを踏まえて決める方針だ。

プラごみについては、7割弱の市区町村が容器包装を資源ごみとして集めている。一方、4月1日に施行されるプラスチック資源循環促進法は市区町村に対し、容器包装と製品の一括収集を努力義務として課す。

容器包装のリサイクル費用は、以前から容器包装リサイクル法の規定でメーカーなど事業者が負担。市区町村がプラ資源循環促進法に基づき新たに一括収集を行う場合も、容器包装に関しては同様に事業者負担となる。ただ、製品のリサイクル費用については市区町村が支払うことになるため、自治体には追加コストが生じる。

また収集の際に、容器包装に加えて製品を一緒に集めることで、容積が2～3割程度増えるとみられる。これに伴い、収集車や作業員の追加的な配置が考えられ、経費の増加が見込まれる。

環境省が昨年7～8月、全国の市区町村・広域組合を調査したところ、回答した867団体のうち、プラ資源循環促進法の施行後5年以内に一括収集の実施を検討しているのは88団体と約1割にとどまった。同省によると、追加費用が生じることなどが理由で、慎重姿勢を示す例が見られたという。

政府はこうした状況などを踏まえ、新たに特別交付税措置を設けて市区町村の取り組みを支援。財政的な負担を軽減することで、積極的なプラごみのリサイクル実施を促す。(了)

(2022年1月20日/官庁速報)

各市町文化財保護行政主管課長 様

長崎県教育庁学芸文化課長  
(公印省略)

単年度総事業費が1億円以上の国指定等文化財に係る補助金  
について（通知）

令和4年度以降に行う標記補助事業については、既に令和3年7月8日に開催した「令和3年度長崎県文化財保護行政主管課課長・担当者会議」において説明したとおり、下記のように取り扱うこととしますので通知します。

記

対象事業 単年度の総事業費が1億円以上で、かつ、起債措置されている事業

支給方法 国庫補助残のうち、交付税措置相当額を除いた額（いわゆる「真水部分」）  
に対して県費を補助する。

適用日 令和4年4月1日以降

例：世界遺産に対し、要綱上限の率による補助事業において過疎債を活用した場合  
○現行 (単位：%)

事業費100			
国補助 50	県補助 20	市町30	
		過疎債30	
		交付税 21	市町 実質負担 9



○令和4年度以降 (単位：%)

事業費100			
国補助 50	交付税 35	市町50	
		過疎債50	
		県補助 6	市町 実質負担 9

- 注意事項
- 起債措置する事業があれば、県の市町ヒアリングの際に、必ず報告してください。
  - 県の補助率は、世界遺産事業は補助率上限により、その他の事業は、各年度の予算の範囲内によりそれぞれ補助を行っていることから、各年度の予算及び申請件数等により変わりますので、御注意下さい。
  - 上記記載例は、過疎債を適用した場合であり、起債の種類によっては充当率が異なります。

担当：文化財班 大津  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
電話：095-894-3384  
FAX：095-824-1344  
メール：y.ohtsu@pref.nagasaki.lg.jp

# 公共施設等の適正管理の推進

○ 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】 令和4年度～令和8年度 【事業費】 5,800億円（令和3年度：4,800億円）  
 （「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

【対象事業】 ○ 「長寿命化事業」の拡充（空港施設、ダムの追加）  
 ○ 「脱炭素化事業」の追加



【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <b>長寿命化事業【拡充】</b> <b>【公共用建物】</b> ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 <b>【社会基盤施設】</b> ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） [ 道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム</u> （本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、 <u>空港施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設 ]	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ <b>脱炭素化事業【新規】</b> ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	— 10



【令和4年度予算（案） 20,000百万円（新規）】

### 意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

#### 1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

#### 2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

##### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

##### 2. 重点対策加速化事業への支援

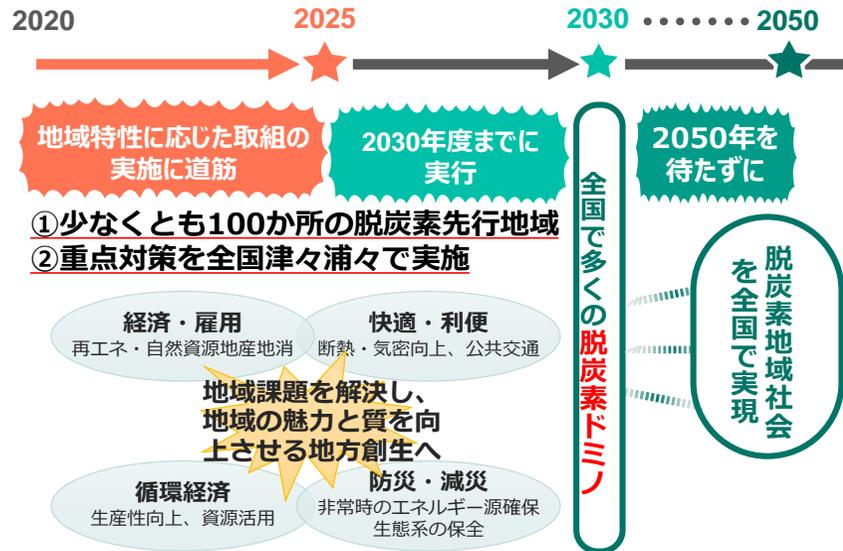
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※、重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
  - 交付対象 地方公共団体等
  - 実施期間 令和4年度～令和12年度
- ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4

#### 4. 事業イメージ



##### <参考：交付スキーム>



## 長崎県国保連携会議財政運営部会資料（関連部分抜粋）

1. 年度間の財政調整について（協議事項）

- 令和2年度の決算剰余金は約74億円であり、そのうち約38億円が療給負担金の返還金となり、更にそこから高額、退職等のその他の国庫返還を支出する予定だが、その分を差し引いたとしても、剰余金として約30億円程度が生じる見込みとなっている。
- 剰余金の取扱については、全額基金に積み立てるか、全額納付金を下げる財源とするか、一部基金に積み立てかつ一部納付金の財源に充てるか等が考えられる。
- 実際の金額的な部分は、前期高齢者交付金等の他の財源がわからないことには試算もできないが、仮係数による算定の前に取扱について、下記の対応案としてよいか、協議したい。

## （対応案）

- 一人当たり標準保険料（e）が、令和3年度と比較して3%を超えないよう調整する。
- 具体的には、決算剰余金等のすべての財源を充当してもなお、一人当たり標準保険料（e）が昨年度と比較して3%を超える場合は、長崎県財政安定化基金の特例基金分から財源を充当し、増加率を3%まで抑える。
- 逆に、財源をすべて充てた結果、一人当たり標準保険料（e）が昨年度と比較して減少（マイナス）となる場合は、令和3年度同様、前期交付金の精算や医療費等の著しい変動要因に備えるため、年度間の財政調整の財源として財政安定化基金の特例基金部分に積み立てることとし、減少率を0%まで抑える。
- 直近2か年の一人当たり標準保険料（e）は減少しているが、一人当たり保険給付費は年々増加している。本来は、同じベクトルとなるものなので、仮に減少となった場合でも0%となるよう据え置いて、あるべき姿に戻す。
- 増加率が3%以内に収まれば、基金積立や取崩し等の調整は行わない。

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。**
- ◆ 新たな行政組織として、**こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする**こども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

## こども家庭庁の基本姿勢

- ① **こどもの視点、子育て当事者の視点**  
こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ② **地方自治体との連携強化**  
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③ **NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働**  
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

## 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、**内閣府の外局**に。
- ◆ これまで別々に担われてきた**司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。**
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等を有する**こども政策を担当する内閣府特命担当大臣を**必置化**。
- ◆ 別々に運営されてきた**総理を長とする閣僚会議を一体的に運営**。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた**大綱を一体的に作成・推進**。

## 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、**各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。**

# こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制  
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

## 司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
  - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
  - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
  - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
  - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
  - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

## 各府省から移管される事務

- <内閣府>
  - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
  - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
  - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- <厚生労働省>
  - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
  - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

## 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興  
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上

- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

報告(2) インボイス制度

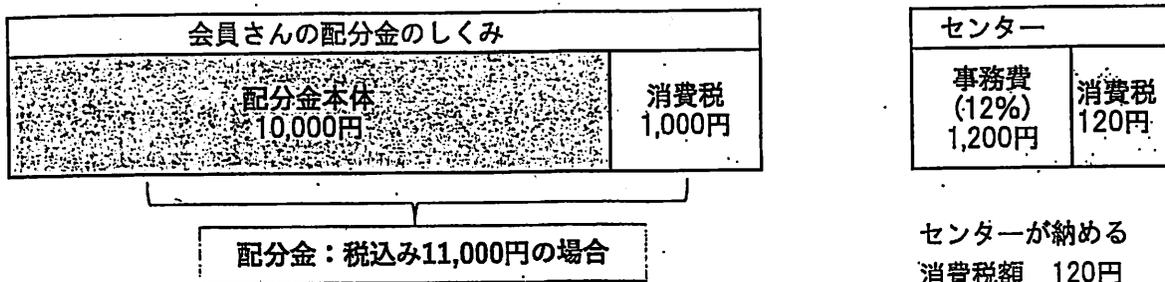
令和5年10月1日からインボイス(適格請求書等保存方式) 制度が導入されます。

現在、センターの消費税確定申告では、すべての取引において消費税の「仕入税額控除」が認められていますが、制度導入後は「適格請求書発行事業者(課税事業者)」との取引しか認められなくなり、今後のセンターの経営に大きく影響します。

センターが会員の皆さんにお支払いする配分金について  
～配分金には消費税が含まれています～

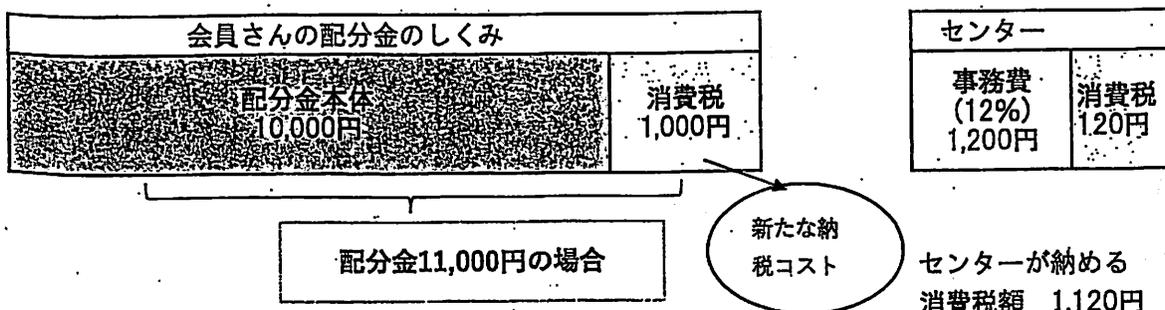
1 現在の消費税制度では

- センターが会員のみなさんにお支払いする配分金には、発注者から預かった消費税が含まれています。(税込方式)  
この消費税は、本来、国(税務署)に納めるものですが、年間の課税売上高が1,000万円以下会員の皆さんは消費税免税事業者となるため、納める必要はありません。



2 インボイス制度 が始まると (令和5年10月1日～)

- ①インボイス制度が始まって、会員の皆さんにはこれまでどおり発注者から預かった消費税を含めて配分金をお支払いした場合は、消費税免税事業者の会員の皆さんは、引き続きこの消費税を国に納める必要はありません。
- ②ただし、センターはインボイス制度施行後、消費税免税事業者である会員さんとの取引について、消費税の仕入税額控除が認められなくなるため、新たな納税コストをセンターが負担しなければならないこととなります。
- ③センターでは、この新たな納税コストに対し、さらなる事務の効率化や発注者への利用料金の値上げの交渉などで、会員の皆さんが受け取る配分金額にはできるだけ影響が及ばないように尽力いたしますが、大幅な受注減・就業機会の減少等にならぬようにしていかなければなりません。  
この税制改正はすべての事業所・個人に適用されますが、特に消費税免税事業者である会員と多くの取引を行っているシルバー人材センターにおいては、大きな影響を受けることとなり、全国的に最重要課題となっています。



- 「新しい資本主義」実現に向けた、成長戦略の最も重要な柱であり、**地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示。**
- 産官学の連携の下、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、誰一人取り残されず全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現。地域の個性を活かした地方活性化をはかり、地方から国全体へのポトムアップの成長を実現し、持続可能な経済社会を目指す。**
- **国が積極的に共通基盤の整備を行い、地方はこれらの効果的活用を前提にデジタル実装を進め、実情に即した多様なサービスを展開。**

## 施策の全体像

【総額 **5.7兆円**】 ※R3補正予算、R4当初予算案における関連事業の合計額

### (1) デジタル基盤の整備

5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備を推進。国主導の下、共通ID基盤、データ連携基盤、ガバメントクラウド等を全国に実装。

#### 【主要施策】

- ・5G等の早期展開  
(2023年度までに、人口カバー率を**9割**に引き上げる)
- ・データセンター、海底ケーブル等の地方分散  
(**十数か所**の地方データセンター拠点を**5年程度**で整備。  
「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」として、**3年程度**で日本を一周する海底ケーブルを完成)
- ・光ファイバのユニバーサルサービス化  
(2030年までに**99.9%**の世帯をカバー)
- ・自治体システムの統一・標準化の推進 等

<デジタル田園都市が作る新たな生活空間>



行政機関間・官民連携用のデータ連携基盤  
(国が主導して整備)

### (2) デジタル人材の育成・確保

地域で活躍するデジタル推進人材について、**2022年度末までに年間25万人、2024年度末までに年間45万人**育成できる体制を段階的に構築し、**2026年度までに230万人**確保。

#### 【主要施策】

- ・デジタル人材育成基盤の構築・活用
- ・大学等における教育
- ・離職者等向けの支援（職業訓練）
- ・先導的人材マッチング事業、プロフェッショナル人材事業の推進 等



### (3) 地方の課題を解決するためのデジタル実装

交通・農業・産業・医療・教育・防災などの各分野について、デジタルを活用して効果的に地域課題を解決するための取組を全国できめ細やかに支援。併せて、地域づくりを推進するハブとなる経営人材を国内**100地域**に展開。

#### 【主要施策】

- ・地方創生関係交付金等による分野横断的な支援  
(デジタルの実装に取り組む地方公共団体：**2024年度末までに1000団体**)
- ・構想を先導する地域への支援  
(スマートシティ、スーパーシティ等)
- ・稼ぐ地域やしごとの創出への支援  
(農林水産業、中小企業、観光等)
- ・地方へのひとの流れの強化への支援  
(地方創生テレワーク、関係人口等)
- ・持続可能な暮らしやすい地域づくりへの支援  
(教育、医療、防災等) 等



ICTオフィスを核とした「仕事の場の確保」  
(福島県会津若松市)

### (4) 誰一人取り残されないための取組

年齢、性別、地理的な制約等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

#### 【主要施策】

- ・デジタル推進委員の制度整備  
(2022年度に**全国1万人以上**でスタートし、拡大)
- ・デジタル分野での地域の実情に応じた女性活躍の推進 等



⇒デジタルが実装された目指すべき社会の実現に向けて、政策をフル活用して取組を一層加速化

## 今後の検討の方向性

- **構想の目指す将来像を見据え、車座対話など現場の声も聞きながら、課題やニーズを深掘りし、これまでの地方創生施策も含めた関係施策の充実・深化、地域における取組の成熟度に応じた支援のあり方、国民への判りやすいメッセージの発出などについて併せて検討。**
- サービスの迅速な実装や、セクター間でのデータ連携の推進、KPIを活かした進行管理のあり方も含め、**中長期的に取り組むべき方策を深化させ、実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想を来春に取りまとめる。**

## 2 施策の全体像（関係府省庁の当初・補正予算等のとりのまとめ）

資料 1 2

- ・ **データセンター、海底ケーブル等の地方分散（総務省、経済産業省）**  
（十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備。「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」として、3年程度で日本を一周する海底ケーブルを完成。）  
データセンターの国内最適立地を実現するため、各拠点到求められる要件の整理や、データセンター拠点の整備に向けて必要な支援策の検討および実現に向けた各種調整を行う。  
通信ネットワークの強靱化による耐災害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備することで、データセンター立地等と相まって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。
- ・ **マイナンバーカードの普及促進（デジタル庁、総務省等）**  
（2022年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す）  
対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、関係府省が連携し一層の普及を促進。
- ・ **自治体システムの統一・標準化の推進（デジタル庁、総務省等）**  
（2025年度までに、標準準拠システムへ移行できるよう環境を整備）  
住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行する統一・標準化について、関係府省と連携しながら推進。
- ・ **ガバメントクラウドの整備（デジタル庁）**（2025年度までに自治体基幹業務システムにより活用）  
複数のクラウドサービス事業者と利用契約を締結し、地方公共団体による先行事業等において段階的に利用を開始。

## 2 施策の全体像（関係府省庁の当初・補正予算等のとりのまとめ）

### (3) 地方の課題を解決するためのデジタル実装

地方におけるデジタル基盤を活用した、遠隔の医療や教育、防災、リモートワークなど、地方における先導的なデジタル化の取組、デジタルを活用することで、更なる効果的な取組が可能となる地方活性化の取組を支援。併せて地域づくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開。

#### 主な内容

#### 【地域の課題解決や特色ある地域づくりを分野横断的に支援する（地方創生関係交付金等）】

（デジタルの実装に取り組む地方公共団体：2024年度末までに1000団体）

##### ・ デジタル田園都市国家構想推進交付金の創設

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組を行う地方公共団体や、他地域の優良なモデル・サービスを活用し迅速な横展開を図る地方公共団体、サテライトオフィス等の施設整備・運営等の取組を行う地方公共団体を支援。

##### ・ 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金のデジタルシフト

デジタル技術を活用し、自主的・先導的な取組を行う地方公共団体や、地方大学を核とし産業・雇用創出と大学改革に一体的に取り組む地方公共団体の取組を支援。

※地域の実情に応じた、地方が抱える課題のデジタル実装を通じた解決や地域の個性を活かした地方活性化の取組等に対して、地方財政措置を講じる。（「地域デジタル社会推進費」等）

#### 【ローカル5G実装】

##### ・ 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証（総務省）

（実証実施件数：2021年度26件。2021年度中に新たな目標を設定予定。）

地域の課題解決に資するローカル5Gについて、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする技術基準の策定や、多様なローカル5Gソリューションの創出のため、現実の利活用場面を想定した開発実証を実施し、デジタル実装を通じた地方活性化に貢献。

## 2 施策の全体像（関係府省庁の当初・補正予算等のとりまとめ）

### ◇交通・物流

- ・ **MaaS（Mobility as a Service）の推進（国土交通省、経済産業省）**  
（新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体の数：2025年までに700件）  
自らの運転だけに頼らなくて済む、より利便性の高い移動環境を創出し、公共交通の維持・活性化など地域課題の解決を図るため、MaaSの全国での実装を推進。
- ・ **ドローン・自動配送ロボットの活用を含む物流DXの推進（国土交通省、経済産業省）**  
（2025年度までに物流DXを実現している物流事業者の割合70%を達成、2022年度中に有人地帯での目視外飛行を可能とする）  
ドローン、自動配送ロボットの活用や庫内作業の自動化・機械化等を通じて、物流のこれまでの在り方を変革する「物流DX」を推進。
- ・ **無人自動運転サービスの社会実装の推進（経済産業省、国土交通省）**  
（2025年度目途に40か所以上の地域で無人自動運転サービスを実現）  
自動運転レベル4等の先進モビリティサービスの実現・普及に向けた取組を行う。
- ・ **ドローン・空飛ぶクルマの社会実装の推進（経済産業省）**  
（2026年までに技術開発・実証を通じてドローン・空飛ぶクルマのさらなる利活用拡大）  
ドローン・空飛ぶクルマの社会実装に必要な技術開発・実証等を通じて、ドローンの更なる利活用拡大、空飛ぶクルマの大阪関西万博での活用と事業化を目指す。

### ◇教育

- ・ **GIGAスクール構想の推進（文部科学省）**  
（GIGAスクール運営支援センターを令和6年度までに全国に概ね200拠点設置（全国をカバーする箇所数））  
学校における1人1台端末環境の円滑な運用の支援、ICTを活用した授業環境の更なる高度化、デジタル教科書の活用等により、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、教育の質を向上。